春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成１７年条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（被保険者としない者） 第４条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定**に基づき、措置により**児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。	（被保険者としない者） 第４条　児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定**に基づき**児童福祉施設に入所している児童又は里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市国民健康保険条例の規定は、平成１８年１０月１日から適用する。